

# 事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 1 基本理念

当協会は、浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及促進、並びに一般廃棄物の処理及び浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及を図るための事業を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

## 2 運営方針

- (1) 公益社団法人として運営の透明性を確保し、説明責任を果たしながら社会的責任を全うし、公益の増進及び活力のある社会の実現に向けて努力する。
- (2) 公益の増進に寄与するため、浄化槽法に基づく水質に関する検査、浄化槽に関する調査研究、浄化槽機能保証登録、浄化槽及び一般廃棄物の適正処理に関する普及啓発、セミナー等の開催、浄化槽に関する相談受付等の公益目的事業を行う。
- (3) 公益目的事業を補助し協会の発展に寄与するため、浄化槽に関する試験・講習会等の事務や各種調査等の業務の受託、計量証明等の収益事業及び会員支援の扶助事業を行う。

## 3 事業計画

### (1) 公益目的事業

- 1) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく水質に関する検査（法定検査）
  - ① 検査予定基数は、第7条検査900基、第11条検査69,500基とする。
  - ② 将来の検査基数の推移を見据えて、新たな人材を確保しつつ再雇用制度を活用しながら、さらなる受検率の向上に取り組む。
  - ③ 令和6年度から施行の第11条検査方法及び検査結果書について、市町村及び保守点検業者等の関係者に一層の周知を図る。また、パンフレット、ホームページ等により浄化槽管理者への説明に努め、円滑に検査を行なう。
  - ④ 持ち出し端末の機能充実を図り、電子地図情報の一層の活用と併せて検査業務におけるペーパーレス化を進める。
  - ⑤ 検査マニュアル及び検査の精度管理マニュアル等の改定及び整備を行い、検査のさらなる信頼性確保を図る。
  - ⑥ 浄化槽法定検査委員会を開催し、第11条検査方法の技術的妥当性等の検討を行い、必要に応じて見直しや対策を検討する。
  - ⑦ 検査結果を活用した単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進する。
  - ⑧ 検査業務で収集した保守点検、清掃情報データを市町村に報告し、浄化槽台帳の整備、推進に協力する。
  - ⑨ 検査データ及び電子地図等を活用しながら無管理・無届け浄化槽の掘起しを行う。また、市町村から受託した浄化槽台帳整備業務によって明らかになった無管理浄化槽等と併せて、法定検査の受検を含めた適正な維持管理の推進に取り組む。
  - ⑩ 老朽化に伴うBOD測定装置の更新計画の見直しを行う。

- ⑪ 净化槽の施工ミス防止のチラシを作成し、関係各所に配布して、法定検査における工事に起因する「不適正」ゼロを目指す。
- ⑫ 関係機関と連携を図ると共に各種講習・研修会等に積極的に参加し、職員の専門的知識の習得と技術力の向上を図る。

2) 净化槽に関する調査研究

小型合併処理浄化槽の型式別水質悪化対応マニュアル作成のため、必要に応じて浄化槽部会の協力を得ながら調査研究を実施する。

3) 净化槽機能保証制度

浄化槽に対する県民の信頼を確保し、設置者に負担をかけずに浄化槽の正常な機能を保証するため、浄化槽機能保証制度への登録を推進する。

4) 净化槽及び一般廃棄物の適正処理に関する普及啓発・情報の提供

- ① 市町村等主催の事業へ参加し、浄化槽の普及啓発や情報の提供、環境教育活動等を行う。
- ② 浄化槽の仕組みや一般廃棄物の処理に関する情報及び浄化槽や一般廃棄物に関する最新の情報等をホームページに掲載し、普及啓発や知識の提供に努める。
- ③ 会報を年2回発行し無料配布するとともに、ホームページ上に公開する。

5) 净化槽に関する相談等への対応

浄化槽設置者等の県民や、行政関係者等からの浄化槽に関する相談や問い合わせ等に対応し、浄化槽に関する問題の解決や知識の普及に努める。

6) その他

- ① 大規模災害等の緊急時に各種の情報提供及び技術的支援等を行う。
- ② 東日本大震災の体験を風化させないために、関係機関等へ情報提供を行う。

(2) 収益事業

1) 浄化槽に関する試験・講習会等の事務、各種調査等業務の受託

① 浄化槽に関する国家試験及び講習会等の事務受託

県内で開催される浄化槽設備士・浄化槽管理士・浄化槽技術管理者等の国家試験及び講習会に関する事務を受託する。

[仙台会場]

○ 試験【会場：ショーケー株本館ビル】（予定）

- ・浄化槽設備士試験：令和7年7月13日（日）
- ・浄化槽管理士試験：令和7年10月26日（日）

○ 講習会【オンデマンド講習、考查会場：ショーケー株本館ビル】（予定）

- ・浄化槽管理士講習：受講期間 令和7年5月下旬～7月中旬  
考查 令和7年7月29日（火）

【会場：ホテルクレセント】（予定）

- ・浄化槽技術管理者講習会：令和7年12月10日（水）～12日（金）

- ② 市町村の浄化槽台帳整備の推進に協力するため、浄化槽台帳整備業務の受注を図る。
- ③ 令和7年度浄化槽システムの脱炭素化推進事業の受付事務等の業務を受託し、浄化槽の脱炭素化に向けた事業の推進を図る。
- ④ 宮城県及び仙台市の条例等に基づく浄化槽管理士研修会の実施機関として研修会を開催する。
- ⑤ その他、浄化槽に関する各種調査等の業務を受託する。

2) 濃度(水質)に係る計量証明

- ① 会員及び県内事業所等からの依頼に基づき水質分析業務を受託する。
- ② 水質分析体制の整備に努め、精度管理の徹底を図る。

3) 浄化槽の施工、維持管理及び一般廃棄物処理に関する諸用紙及び図書等の販売

(3) 扶助事業

- ① 会員業務に関する各種料金等の情報収集を行い、適正料金の設定や会員事業の安定・拡充に対する支援を行い、県内的一般廃棄物の適正処理を推進する。
- ② 一般廃棄物処理業の新規委託・許可並びに入札制度導入等に関する問題について会員支援を行う。
- ③ 令和6年9月30日発出の環境省環境再生・資源循環局長通知を踏まえた適切な入札、契約手続きが推進されるよう会員支援を行う。
- ④ 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」を踏まえ、市町村等に合理化事業計画策定や事業転換等に関する理解を求めるとともに、会員支援を行う。
- ⑤ 会員事業の円滑な推進と技術の向上に資するため、必要に応じ一般廃棄物部会、浄化槽部会、青年部会を開催するとともに、部会主催の研修会や情報交換会を開催し、最新の各種情報を提供する。
- ⑥ 会員事業の推進や情報交換等を目的として、新春セミナー及び新年賀詞交歓会を開催する。
- ⑦ 会員事業所の浄化槽管理士及び浄化槽清掃実務者を対象とした研修会を開催し、会員の技術力向上を図る。
- ⑧ 上部団体と連携し、各種諸問題等の解決に向けて会員支援を行う。

(4) 総会・理事会等

- ① 年1回の定期社員総会及び年3回の定期理事会を開催する。また、必要に応じ臨時社員総会及び臨時理事会を開催する。
- ② 理事会に提出すべき議案、その他重要な職務執行に関する事項を協議・検討するため、三役会を開催する。
- ③ 事業報告及び収支決算に関して、監事会を開催し監査を実施する。

(5) その他

- ① 宮城県と締結した「災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去等に関する協定書」の見直しを行い、再締結する。
- ② 県内の他の災害廃棄物処理等に係る協定団体と、今後の連携の在り方等について意見交換を行い、継続的に連携体制を構築する。
- ③ 大規模災害を想定した広域災害応援協定に基づき、他団体と情報を共有し支援体制の整備強化を図る。
- ④ 事業継続計画(BCP)に基づき、備蓄品を整備し大規模災害等の緊急時に備える。
- ⑤ 改正浄化槽法で新たに規定された法定協議会の設置について、宮城県等と協議を行う。
- ⑥ その他、当協会の目的を達成するために必要な事業を行う。

【 事業・事務の執行体制 】

